

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	内 田 佐 一	埼玉県羽生市大字上手子林七百十五番地三
同	杉 山 吉 雄	同 同 下手子林二千五百九十一番地
監事	野 口 雅 弘	同 同 中手子林九百六十五番地